

ペットと暮らすシニア世代のあなたを支援する情報誌

わんにゃお 通信

Wan! Nyao! Press



vol.2 2020.秋

2021年6月1日施行にむけて、
「動物の適正な飼養管理の基準」の策定が
大詰めを迎えています！

特集

パブリックコメントの
締め切りは、11月17日。

どんどん、意見を
環境省に
だしましょう。

数値規制で、自治体がチェックしやすい基準が設定され、悪質業者や不適切飼養の保護団体が排除されます。

最近、巷で「数値規制」が話題になっています。

現在の法令でも、ペットショップや繁殖業者（第一種動物取扱業）が守るべき基準がありますが、例えば、ケージについては「動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するもの」と曖昧な内容であり、実効性に乏しいものでした。

そのため、少なくとも20年位前から、動物愛護団体を中心に、基準を具体化するべきとの声が上がリ、2012年の法改正の際には、環境省内で正式に検討がされました。しかし、このときは結論が出ず、より専門的な有識者による会議を設置して議論するとの方向性が示されただけでした。

そこで、次の法改正に向けて、動物愛護団体に限らず、各関係者が数値規制の実現に向けた動きを始めました。例えば、女優の浅田美代子さんが呼びかけ約17万通を集めた法改正の署名の中でも、「繁殖年齢、繁殖回数、ケージなどの設備の数値規制」「業者の定年制、管理者1人あたりの頭数制限」が重要な要望項目とされました。

こうした多くの声を受けて、国会でも超党派の議員連盟で繰り返し議論された結果、2019年6月に成立した改正動物愛

護管理法において、飼養設備の規模（ケージの大きさ）、従業員の数、繁殖回数などを定めること、特に犬猫の販売業者（ペットショップや繁殖業者）の基準は具体的なものにすることが定められました（2021年6月1日施行）。ただ、法律の条文には具体的な数値までは盛り込まれず、環境省令で定めることとされ、今年から環境省内の「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」で本格的に議論が行われ、正式な基準案が完成しました。基準案のポイントは、①悪質な事業者を排除、②自治体がチェックしやすい統一的な考え方（＝実効性の確保）、③議員立法という原点と動物愛護の精神に則った基準、という点です。

なお、数値規制は、ペットショップ等だけでなく、犬猫の保護団体（第二種動物取扱業）にも準用される予定です。適切な飼養環境を確保する必要性は、営利を目的としない保護団体であっても変わらないからです。

もっとも、まだ数値規制が成立したわけではなく、現在パブリックコメントを募集しています（10/16～11/17まで）。その結果もふまえて、年内に正式決定となる予定です。

従業員数や繁殖年齢・回数等について、もっと厳しい数字にすべきとの意見もあります。他方、ケージの買い替えやスタッフ

の増員などのコスト増が死活問題となる業界側から、反対の動きもあります。関心のある方は、パブコメを送るとよいでしょう。

今後、業者が数値規制に違反した場合でも、直ちに虐待罪などの犯罪が成立するわけではありません。基準違反があれば自治体による行政指導の対象となり、指導だけでは改善しないときは、より強い勧告や命令が出され、改善命令に違反した場合、登録取消などの行政処分に加えて、刑罰としての罰金刑が科されるという手順です。

■動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）に対する意見の募集（パブリックコメント）については、環境省のホームページをご参照ください。
<https://www.env.go.jp/press/108545.html>



弁護士・細川 敦史 さん

（ほそかわ・あつし）2001年弁護士登録（兵庫県弁護士会）。民事・家事事件全般を取り扱いながら、ペットに関する事件や動物虐待事件を手がける。動物愛護管理法に関する講演やセミナー講師も多数。ペットの法と政策研究会代表、ペット法学会会員。朝日新聞WEBサイト「Sippo」に連載中。